

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則	1
◎建築士法第4条第4項第3号の規定による二級建築士及び木造建築士の免許登録資格に関する規程 (建築指導課)	5
◎建築士法第15条第2号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程 (")	6

規 則

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第4号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則（昭和25年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。
(免許の申請)

第1条の2 法第4条第3項の規定により二級建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第14条第1項の規定により同項第1号に掲げる書類を知事に提出した場合（同条第2項の規定により、指定試験機関（法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関をいう。以下同じ。）の定めるところにより当該指定試験機関に書類を提出した場合を含む。）において、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容とが同一であるときは、第3号に掲げる書類（実務の経験を記載した別記第1号様式の2による実務経歴書（以下「実務経歴書」という。）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する別記第1号様式の3による実務経歴証明書（以下「実務経歴証明書」という。）を除く。）の提出を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。次項第1号において同じ。）その他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 法第4条第4項第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、又は当該科目を修めて専門職大学の前期課程を修了したことを証する証明書（当該証明書を得られない正当な事由がある場合にあつては、これに代わる適当な書類）
 - イ 法第4条第4項第2号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（当該証明書を得られない正当な事由がある場合にあつては、これに代わる適当な書類）並びに2年以上の建築実務（同条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験に関する実務経歴書及び実務経歴証明書
 - ウ 法第4条第4項第3号に該当する者にあつては、知事が別に定める基準に基づき同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められることを証する書類並びに建築実務の経験に関する実務経歴書及び実務経歴証明書
 - エ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、ウに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類並びに建築実務の経験に関する実務経歴書及び実務経歴証明書
 - オ 法第4条第4項第4号に該当する者にあつては、7年以上の建築実務の経験に関する実務経歴書及び実務経歴証明書
- 2 法第4条第5項の規定により二級建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
 - (2) 外国の建築士免許証の写し
 第1条の2の次に次の1条を加える。
(基準の告示)
- 第1条の3** 知事は、前条第1項第3号ウの基準を定めたときは、告示するものとする。
 第2条の見出しを「（免許証の交付等）」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第1条の2」に、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、申請者が二級建築士となる資格を有しないと認めた

- ときは、理由を付し、免許申請書を当該申請者に返却するものとする。
- 第2条第2項を削る。
- 第4条第1項中「法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という）を「指定登録機関（法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ）」に改め、同条第3項中「交付する」を「交付するものとする」に改める。
- 第5条の見出し中「再交付」を「再交付等」に改め、同条第2項中「再交付する」を「再交付するものとする」に改める。
- 第7条第1項中「記載する」を「記載するものとする」に改め、同条第2項中「保存する」を「保存するものとする」に改める。
- 第9条の2中「第2条第1項」を「第1条の2第1項第2号及び第3条第3号中「二級建築士試験」とあるのは「木造建築士試験」と、第2条」に、「第3条第3号中「二級建築士試験」とあるのは「木造建築士試験」と、同条第5号」を「第3条第5号」に改める。
- 第9条の16第3号中「合格者一覧表」を「合格者一覧表、受験申込書及び第14条第1項第1号に掲げる書類」に改める。
- 第9条の19第1項中「第1条の2第1項、」を「第1条の2、」に、「知事」とあるのは「法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という）を「、知事」とあるのは「、指定登録機関（法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ）」に、「第2条第1項」を「、「を知事」とあるのは「を指定登録機関」と、同項第2号中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条」に、「により法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という）を「により指定登録機関（法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ）」に改め、同条第2項中「別記第1号様式」を「別記第1号様式から別記第1号様式の3まで」に改める。
- 第11条第1項中「を含む」を「を含む。以下同じ」に改める。
- 第12条第1項中「、その申請により」を削り、「次回及びその次の回」を「次の4回の二級建築士試験のうちの2回（当該学科の試験に合格した二級建築士試験において建築設計製図の試験を受けなかった場合にあつては、3回）」に、「に限り」を「に限り、」に改め、同条第2項を削る。
- 第14条第1項中「法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）が同項」を「指定試験機関が法第15条の6第1項」に、「第3項において」を「以下」に改め、同項第1号を次のように改める。
- (1) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目

を修めて卒業し、又は当該科目を修めて専門職大学の前期課程を修了したことを証する証明書（当該証明書を得られない正当な事由がある場合にあっては、これに代わる適当な書類）

イ 法第15条第2号に該当する者にあつては、知事が別に定める基準に基づき同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められることを証する書類並びに建築実務の経験に関する実務経歴書及び実務経歴証明書

ウ 法第15条第3号に該当する者にあつては、7年以上の建築実務の経験に関する実務経歴書及び実務経歴証明書

第14条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「学科試験合格通知書」を「学科の試験に合格したことを証する書面」に改め、「及び同項第2号に掲げる建築実務の経験を証する書類」及び「並びに同号に掲げる建築実務経歴書の記載」を削る。

第24条第2項中「合格者一覧表」を「合格者一覧表、受験申込書並びに第14条第1項第1号に掲げる書類」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記 第1号様式（第1条の2関係）

二級建築士免許申請書 木造				高知県収入証紙貼り付け箇所	
〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当するものの□の中に \blacktriangleright 印を付けてください。					
私は、二級建築士の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
私は、以下に記入しました事項が真実かつ正確であることを誓います。					
年 月 日				氏名..... (署名)	
高知県知事 様					
ふりがな 氏 名		生年 月 日	年 月 日		写真貼り付け箇所 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は、免許証に転写されます。
本籍地の 都道府県		性別	男□ 女□		
現住所	(郵便番号 -)		電話番号		
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年月日及び番号				
	合格年月日	年 月 日	合格番号	第 号	
登録申請区分	学歴のみ□ 学歴+実務□		実務のみ□ 建築士法第4条第5項□		
1 学歴のみ、学歴+実務又は実務のみにより登録申請する場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月		建築実務経験期間の合計
			年 月 入学 年 月 卒業（修了）		年 月
2 建築士法第4条第5項により登録申請する場合	免許の名称	免許者名	免許年月日		
			年 月 日		年 月 日

第1号様式の2（第1条の2関係）

実務経歴書			
<p>〔記入注意〕 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含みます。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。 なお、記入内容の記入不備、疑義等が生じた場合は、再提出又は追加書類の提出を求めるとなり、登録が遅れることがあります。また、虚偽の実務経歴を記入した場合は、建築士法上の措置がとられ、又は登録が認められないことがあります。</p>			
<p>私は、^{二級}建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴について以下のとおり記入し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書（別記第1号様式の3）を提出します。 私は、以下に記入しました事項が真実かつ正確であることを誓います。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名.....[㊟] （署名）</p>			
高知県知事 様			
勤務先等			
勤務先（部署名まで）		所在地（番地まで）	
		在職期間の合計	
		時期	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2の規定によってください。）
時期（年月～年月）	年月数		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			時期
			年 月～ 年 月
			年月数
			年 月
建築実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に（用途、構造、規模、担当業務等）記入してください。）			
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			時期
			年 月～ 年 月
			年月数
			年 月
建築実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に（用途、構造、規模、担当業務等）記入してください。）			
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			時期
			年 月～ 年 月
			年月数
			年 月
建築実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に（用途、構造、規模、担当業務等）記入してください。）			
		※指定登録機関記載欄	

第1号様式の3（第1条の2関係）

実務経歴証明書

年 月 日

高知県知事 様

証明者 氏名・名称 印
 住所・所在地
 電話番号
 免許申請者との関係

下記の者が提出しました^{二級}建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。
^{木造}

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

(1) 建築実務経験期間の合計

年 月

(2) 建築実務の内容

注 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
 3 虚偽の証明を行った場合は、証明者は、建築士法上の処分又は告発の対象となることがあります。

別記第2号様式の2中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に、「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

別記第6号様式中「建築実務経歴書」を「関係書類」に、「記載した」を「記入しました」に改め、「及び建築実務経歴書に記載した事項」を削り、「記載してください」を「記入してください」に改める。

別記第7号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年3月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前に行われた二級建築士試験に合格した者については、この規則による改正後の高知県建築士法施行細則(同項において「新規則」という。)第1条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日前に行われた施行日前直近2回の二級建築士試験のいずれかにおいて二級建築士試験の学科の試験に合格した者については、新規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前2項の規定は、木造建築士について準用する。この場合において、附則第2項中「二級建築士試験」とあるのは「木造建築士試験」と、「同項において」とあるのは「以下」と、「第1条の2第1項」とあるのは「第9条の2において読み替えて準用する新規則第1条の2第1項」と、前項中「二級建築士試験」とあるのは「木造建築士試験」と、「第12条」とあるのは「第17条において準用する新規則第12条」と読み替えるものとする。

告 示

高知県告示第110号

建築士法第4条第4項第3号の規定による二級建築士及び木造建築士の免許登録資格に関する規程を次のように定める。

令和2年2月28日

高知県知事 濱田 省司

建築士法第4条第4項第3号の規定による二級建築士及び木造建築士の免許登録資格に関する規程

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第4条第4項第3号の規定による同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次の表のア欄に掲げる学校において、同表のイ欄に掲げ

る科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条の2第1項の規定による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、それぞれの区分に応じ、同表のウ欄に定める年数以上の建築実務(法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学又は同法第115条の高等専門学校	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年11月国土交通省告示第749号。以下「法第4条第4項第1号科目国土交通省告示」という。)の第1に規定する科目(法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年11月国土交通省告示第750号。以下「法第4条第4項第2号科目国土交通省告示」という。)の第1に規定する科目	2年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第15条の防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条の職業能力開発総合大学校、同法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校又は同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校	法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目 法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	— 1年
	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	2年

学校教育法第50条の高等学校又は同法第63条の中等教育学校	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
-------------------------------	--	----

備考

- イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法第83条の大学(短期大学(同法第108条第2項の大学をいう。以下この表において同じ。)を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法第115条の高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法第15条の防衛大学校、職業能力開発促進法第27条の職業能力開発総合大学校又は同法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法第50条の高等学校又は同法第63条の中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例(平成30年8月文部科学省告示第172号)の規定の例によるものとする。
- ウ欄の「—」は、建築実務の経験を有する必要がないことを表すものとする。

(2) 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
---	---	---	---

学校教育法第50条の高等学校若しくは同法第63条の中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	—
		法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目（法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	2年
学校教育法第45条の中学校又は同法第49条の2の義務教育学校	2年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目（法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目（法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	4年
備考 1 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法第124条に規定する専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法第134条第1項に規定する各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。 2 エ欄の「—」は、建築実務の経験を有する必要がないことを表すものとする。			

(3) 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発学校、同項第4号に規定する職業能力開発促進センター、同項

第5号に規定する障害者職業能力開発校又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

	ア	イ	ウ	エ
学校教育法第50条の高等学校若しくは同法第63条の中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校		3年	法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目（法第4条第4項第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		1年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	2年
学校教育法第45条の中学校又は同法第49条の2の義務教育学校		3年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	2年
		2年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目（法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
		1年	法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目（法第4条第4項第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	4年
備考 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。				

(4) 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）

前に昭和63年3月高知県告示第130号（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の定め）の第1号から第3号まで又は第7号から第9号まで（以下「昭和63年3月告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築実務の経験をこれらの課程に応じ、それぞれ昭和63年3月告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数とを合わせて、これらの課程に応じ、それぞれ昭和63年3月告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの（5）平成18年改正法施行日前から引き続き昭和63年3月告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程に応じ、それぞれ昭和63年3月告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの（6）法第2条第5項に規定する建築設備士（7）前各号に掲げる者のほか、知事が法第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

高知県告示第111号

建築士法第15条第2号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程を次のように定める。

令和2年2月28日

高知県知事 濱田 省司

建築士法第15条第2号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第15条第2号の規定による同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次の表のア欄に掲げる学校において、同表のイ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のウ欄に定める年数以上の建築実務（法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

	ア	イ	ウ
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条の防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条の職業能力開発総合		建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年11月国土交通省告示第753号。以下「法第15条第1号科目国土交通省告示」とい	—

大学校、同法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校又は同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校	う。)の第1に規定する科目	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条の高等学校又は同法第63条の中等教育学校	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
備考 1 イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法第15条の防衛大学校、職業能力開発促進法第27条の職業能力開発総合大学校又は同法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法第50条の高等学校又は同法第63条の中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例(平成30年8月文部科学省告示第172号)の規定の例によるものとする。 2 ウ欄の「-」は、建築実務の経験を有する必要があることを表すものとする。		

(2) 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法第50条の高等学校若しくは同法第63条の中等教育学	1年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	-

校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校			
学校教育法第45条の中学校又は同法第49条の2の義務教育学校	2年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	2年
備考 1 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法第124条に規定する専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法第134条第1項に規定する各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。 2 エ欄の「-」は、建築実務の経験を有する必要があることを表すものとする。			

(3) 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第4号に規定する職業能力開発促進センター、同項第5号に規定する障害者職業能力開発校又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法第50条の高等学校若しくは同法第63条の中等教育学校又は旧中等学	1年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	-

校令による中等学校			
学校教育法第45条の中学校又は同法第49条の2の義務教育学校	3年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	-
	2年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	2年
備考 1 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。 2 エ欄の「-」は、建築実務の経験を有する必要があることを表すものとする。			

(4) 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日前に昭和63年3月高知県告示第130号(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の定め)の第1号から第3号まで又は第7号から第9号までに掲げる課程を修めて卒業した者
(5) 法第2条第5項に規定する建築設備士
(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和2年3月1日から施行する。
(建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程の廃止)
- 建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程(平成20年9月高知県告示第564号)は、廃止する。